

## 会議録

- 会議の名称：近江八幡市文化振興に関する条例等検討委員会 第4回
- 開催日時：平成26年1月20日（月）19:00～20:30
- 開催場所：近江八幡市役所西別館第6会議室
- 出席者：
  - （委員） 中川委員長、秋村委員、石丸委員、岡本委員、久保委員、城念委員、  
随井委員、三村委員、徳山委員代理、吉田委員
  - （事務局） 総合政策部文化観光課 木俣次長兼課長、首藤副主任
- 欠席者：
  - （委員） 津村副委員長、岡委員、中江委員、吉井委員

---

### 第4回 次第

#### 開会

1. あいさつ
2. 協議事項
  - ①パブリックパブリックコメントの実施について  
（資料）意見とその回答
  - ②条例案について  
（資料）条文案
  - ③文化振興条例に係る中間報告会について  
（資料）中間報告会実施概要 案
3. その他

---

### 【会議要約】

- パブリックコメントの実施について  
資料より、意見とその回答について事務局説明。
- 条例案について  
資料より、事務局説明。  
前回9/11開催の第3回目の会議後、庁内会議において議論し、また委員長に一任いただいていたので、委員長と協議し修正した。また、3月議会に上程するにあたり、市の法規担当と協議して若干修正した。  
当初案が9/11の時の案で、訂正案が3月議会に上程する条例案である。  
（委員意見等）
  - ・第16条3（審議会の役割）について、審議会の委員は「意見を述べることができる」ではなく、言うのが義務であるとの意見有り。  
⇒委員長より、条例を作ったからと安心するのではなく、審議会を設置し計画をつくり、この条例を実効性のあるものにしていかねばならないと回答された。

- ・審議会のメンバーにはどのような人を選ぶかは重要となると意見有り。
- ・条例がきちんと運用できてこのまちがよくなればよいと意見有り。

➤ 市民周知のための事業実施について

資料「中間報告会実施概要 案」より説明。

2月16日(日)午後、安土町総合支所防災センター2階会議室で開催するため、できるだけ多くの方に参画をお願いする。

委員から発表をしてほしいが、この会議の場では決定できなかったため、後日調整する。タイトルについては「文化都市おうみはちまんを目指して」に修正する。

---

【会議詳細】

(委員長) 今日の協議事項の次第1のパブリックコメントについて、事務局より簡単に説明をお願いします。

(事務局) (資料に基づき説明。) 10月末から11月にかけてパブリックコメントを実施した。意見についての回答はホームページに掲載しておりますとおり。

(委員長) 説明にあったように意見があったのは一人。委員の皆さんから何か意見はありますか。

(委員) (了承)

(委員長) 次第2の条例案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回9月の検討委員会では、中川先生がご欠席であったので、修正については委員長の方に一任ということであった。そのため委員長と協議してすすめた。若干、市内部の協議と法規担当と調整する中でいくつか修正をした。修正については、資料の当初案・修正案の表をご覧ください。前回会議の時には当初案でした。(前文、第1条・・・順に説明。) 第16条は大きな変更を加えたところだが、他の条例と整合性を図るためのもの。委員の皆様から何かあればご提起をお願いしたい。

(委員長) 事務局より丁寧に説明いただいた。法規審査でのチェック修正があったということだが、前よりすっきりしたのではないか。

(委員) 第16条の3「審議会は、・・・市長に述べることができる」とあるが、審議会は意見を言うのが仕事である。

(委員長) 審議会は、市長から諮問を受けて答申するのが前提である。しかし、市長から意見を求められなくても、自分たちで意見を出せる。

(委員) 審議会の役割についてだが、意見を言うのが役割ではないか。

(事務局) 第16条の2 審議会は市長の諮問に応じるだけになるといけないので、その補足として第16条の3がある。

(委員) 私は<審議会在意見を述べるのが>義務だと思っている。はっきり言うと、体裁でやるものですかと言いたい。このような審議会はたくさんある。独自のものを積み上げていって出すのか、市長が答申されていないことも言うていくのか。

(委員長) 諮問に対することだけですかということですね。体裁だけではいけない、実働的な審議会であるべきではとご意見をいただいた。

(委員) 議論するならば、八幡の文化をどうするのかという議論をしたらよい。このような条例案は1時間もあつたらできますよ。これから、八幡の文化をどうするのか、議論する場をつくってほしいという思いで申し上げた。

(事務局) ご意見ありがとうございます。もともと、この検討委員会のスタートで申し上げてきたこと。旧来あつた計画をご提示させてもらった。これから先を見通した中で議論し、この枠組みで条例を設けていき、有意義な計画が作れるだろうということであつた。まず、条例を作ろうとなつた。

(委員長) 正論です。平行線ですが。これから、審議会、計画をつくる。委員は、条例を作つたから安心してはいけないということをおっしゃっているのでしょうか。条例は1時間でつくれるでしょうという厳しいご意見もいただいた。しがし、条例を作るとするのは、議会を通すのにもそう簡単なものではありません。これから、市民周知のための事業として、中間報告会を開催される。開催に当たって原案を考えていただいているので、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 条例制定することと、市民への啓発を兼ねて、これまでの取組の経緯と、先生の講演、委員から条例に対する思いを語っていただく中間報告会を企画した。第1歩になる。日程は2月16日(日)午後。場所は、大きな会場がどうしても取れなかつたので、安土町総合支所防災センター2階会議室になつた。内容などこちらの勝手な提案ですので、何かいい案があれば意見をお願いします。

委員からということで、副市長からも発表をお願いしたいと思っている。

(委員長) ここにおられる委員の中からはどなたか? 難しいですか。

(事務局) どなたか手を挙げていただければ有り難い。

(委員長) この場では難しいようなら、後日、調整をお願いします。

では、最後に順次、委員より意見をお願いします。

(委員) これから審議会のメンバーにはどのような人を選ぶかが重要となると思う。美術館など建物たてても何もできないではいけない。ぜひやってほしい。

(委員) おっしゃつたとおり、条例が制定されて、これからだと思う。

(委員) 今回2回目の参加。資料を見て、パブコメを拝見したところ一人質問があつたと。最後の回答に書かれているように、無駄にならないようにしてほしい。この線に沿つて、条例制定を進めていただきたい。

(委員長) パブコメをされた人は、近江八幡市が何もしていないと思つておられるのかもしれない。条例ができて何が変わるのかと。条例がなくても近江八幡では文化の施策をやつておられる。計画を作つて新しいことをゼロから何かやるというのではなく、これからは、計画的にやっていくということ。

(委員:代理出席者) 今日初めて参加した。ここは連絡調整の場か、運動体かつかみきれない。基本ベースは、安土・近江八幡にないからつくられるのか。

(委員長) 引継ぎはされていますか。簡単に言うと、合併前、安土町には条例があつて、近江八幡市には計画があつたので、合併してこの際となつた。この会議は、原案を作る協力機関である。いわゆる市長の諮問機関、事実上の審議会です。みなさんが、文化審議会の有力メンバーになるのではないですか。

(委員) 私は、旧安土町の者です。条例を作つて、あとは中身の問題です。条例がきちん

と運用できてこのまちが良くなればと思う。

(委員) とにかく条例ができてよくなるのかなと期待している。

(委員) 旧安土町に文化条例が制定されていたが、町民は知っているものはほとんどいない現状だった。どういう方法で一般に伝授できるのか。市民の皆さんに知ってもらうのも大事と思う。

(委員) 今度やる報告会のタイトルについて、「創造都市」はやめた方が良い。

(委員長) 実は、私が投げかけたタイトル。近江八幡市は文化庁から文化芸術創造都市として文化庁長官表彰を受けている。(平成19年度表彰)

(委員) そもそも文化は創造するものですか。少なくとも、八幡で何を創造するのですか。

(委員長) 近江八幡は文化芸術創造都市として文化庁から表彰されている。しかし、一人でも委員から意見があるなら変えたらよい。

(委員) 文化庁は筋が通っているとは思えない。タイトルはもう少し変えた方が良く思う。

(委員長) 「文化都市近江八幡 文化振興にかける思い」ではどうか。

(委員) 「思いを語る」のほうがわかりやすい。

(委員長) 報告会ですから、チャレンジするような言葉はやめておきましょう。

(委員) 今気が付いたが、この会議は、条例検討委員会であるのか。

(委員長) これについては後ほど確認する。もっと議論をしましょう。条例が出来たらすぐできると思われるかもしれないが、先に条例制定という基礎工事をしておかないとこけてしまうのです。条例を作ったら、前進はしても後退することはないのです。

(委員) 条例ができたら、次は基本計画、行動計画になる。市の方も細かい積み上げが必要かと思う。現場でやっている文化団体の人たち、行政。しくみをつくるほんとの一歩がこの条例である。次の行動計画こそが市民へのツールとなると思う。

(委員長) 今、委員にまとめていただいたとおりである。他に、質問や意見はありませんか。これで、条例の原案は了承されたということでしょうか。

(委員) (了承)

(委員長) 中間報告会のタイトルは、分かりやすいものに変える。文化都市おうみはちま。意見報告には、副市長の他にも出ていただきたい。委員以外の市民の方でも良いと思う。ここで決めるのは難しいなら事務局にお任せする。

(事務局) みなさんにはお願いですが、2月16日中間報告会にはできるだけ多くの方に参画してほしい。自治会にも依頼している。委員の皆様には参加協力の文書を出しますので、協力をお願いします。

以上